

議案第42号

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号）等の施行による幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

省令の改正により、次の4点が追加・削除されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

- (1) 懲戒に係る権限の濫用禁止の削除
- (2) 非常災害の発生時等のための業務継続計画策定等の努力義務化
- (3) 幼保連携型認定こども園と他の社会福祉施設が併設している場合の設備及び人員の専従規定の緩和
- (4) 保健師等のみなし配置に関する要件の規定

2 改正内容

- (1) 民法における懲戒権の規定が削除されたことに伴い、懲戒権に関する規定を削除し、一方で今般の児童を取り巻く状況を考慮し、不当な行為の禁止を義務付けます。
- (2) 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定に努めなければならないこととします。また、職員への周知、研修及び訓練を実施し、当該計画の定期的な見直しに努めなければならないこととします。
- (3) 他の社会福祉施設等と併設されている幼保連携型認定こども園において行う保育に支障がない場合には、当該幼保連携型認定こども園の設備及び職員の一部を併設する他の社会福祉施設と兼ねることができるようものとします。
- (4) 保健師等を一人に限り保育士とみなすことを可能とするための要件を規定します。

3 施行期日

公布の日

改正案	現行
<p>港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表</p> <p>(前略)</p> <p>(不当な行為の禁止)</p> <p>第十九条 園長は、園児に対して教育及び保育又は指導を行うに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不当な行為をしてはならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第二十条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第十九条 園長は、園児に対し、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し当該園児の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

(食事)

第二十一条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第二十七条第一項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

25 (略)

(秘密保持等)

第二十二条 (略)

(苦情への対応)

第二十三条 (略)

(非常災害対策)

第二十四条 (略)

(保護者との連絡)

第二十五条 (略)

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第二十六条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用

(食事)

第二十条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第二十六条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

25 (略)

(秘密保持等)

第二十一条 (略)

(苦情への対応)

第二十二条 (略)

(非常災害対策)

第二十三条 (略)

(保護者との連絡)

第二十四条 (略)

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第二十五条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第二十七条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

2| 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(一般的基準)

第二十八条 (略)

(委任)

第二十九条 (略)

付 則

1~4 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準に係る特例)

5| 第七条第三項に定める職員については、当分の間、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師(以下「保健師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園につい

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第二十六条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。

(一般的基準)

第二十七条 (略)

(委任)

第二十八条 (略)

付 則

1~4 (略)

ては、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって同項に定める職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6| 前項の場合において、当該保健師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。

7| 前二項の規定により第七条第三項に定める職員を保健師等をもって代える場合においては、当該保健師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。